

令和6年度東川町きた住まいる建設推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅性能向上に資するきた住まいるの普及推進及び地域材（道産材）利用の促進並びに子育て世帯が安全で安心して住み続けられる住宅、住環境づくりを目的に、きた住まいる建設推進事業補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建専用住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅をいう。
- (2) 二世帯住宅 構造上の独立性、利用上の独立性をもつ住宅をいう。構造上の独立性とは、1棟の家屋で2世帯が壁やドア等により遮断され、構造上独立していることをいう。利用上の独立性とは、2世帯が独立して生活できるよう専用の玄関、台所、トイレがあり、利用上独立していることをいう。
- (3) きた住まいる 北海道が運用する「きた住まいるメンバー」に登録された業者により施工し、きた住まいるサポートシステムにより保管された戸建専用住宅をいう。
- (4) 新築 建築物のない敷地（さら地）に戸建専用住宅を建設することをいう。ただし、独立した車庫や物置といった戸建専用住宅に必要な建築物のある敷地は除く。
- (5) 購入 工事完成後、一度も入居されていない戸建専用住宅を購入することをいう。ただし、既にこの補助金の交付を受けた戸建専用住宅を除く。
- (6) 北方型住宅2020 北海道が定める「北方型住宅2020（2020年基準）」の必須基準を満たす戸建専用住宅をいう。
- (7) 北方型住宅ZERO 北海道が定める「北方型住宅ZERO」の必須基準を満たす戸建専用住宅をいう。
- (8) 設計性能評価書等 住宅性能表示制度、長期優良住宅認定制度及び建築物省エネルギー性能表示制度に基づき性能を証明するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、東川町内において、次に掲げる要件を備えたきた住まいるを新築又は購入することに係る経費とする。ただし、国、道、東川町その他補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 対象となる戸建専用住宅の床面積は、北海道住生活基本計画に定める一般型誘導居住面積水準の78.7㎡以上であること。
- (2) 自己の居住の用のみに供されていること。

- (3) 東川風住宅設計指針に定める審査基準に合致していること。ただし、東川町都市計画で定める商業地域においては、この限りでない。
- (4) 新築又は購入後1年以内に入居すること。
- (5) 建築基準法、その他建築物に関連する法令を遵守したものであること。
- (6) 地域材（道産材）を建築物の本体工事として0.03m³/m²以上利用すること。
- (7) その他町長が必要と認める要件。

（性能並びに住宅性能評価書）

- 第3条の2 この補助金の交付対象となる戸建専用住宅は、断熱性能において、外皮平均熱貫流率（UA値）が0.28 W/m²・K以下でなくてはならない。ただし、いずれも換気による熱回収計算を含まないものとする。
- 2 戸建専用住宅における気密性能において、相当隙間面積（C値）が0.5 cm³/m²以下であること。
 - 3 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）による戸建専用住宅の性能表示の推進とあわせ、第1項並びに北方型住宅2020、北方型住宅ZEROの性能水準を確認するため、設計性能評価書等の写しを町長に提出しなければならない。

（補助対象者）

- 第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者で、町長の認定を受けた者とする。
- (1) 町税及び下水道料金等、町への納入金を完納している者
 - (2) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

（認定申請）

- 第5条 前条の認定を受けようとする者（以下「認定予定者」という。）は、認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、東川町景観住宅支援事業補助金の交付を受ける場合にあつては、東川町景観住宅支援事業補助金交付要綱第5条に基づく認定申請と兼ねることができる。
- 2 認定予定者は、きた住まいるメンバー登録証の写し及び住宅ラベリングシートの写しを町長に提出しなければならない。
 - 3 町長は、認定の可否について申請者に通知するものとする。
 - 4 町長は、認定に際し必要と認められる場合は条件を附することができる。
 - 5 第3項の認定通知を受けた者で、申請内容に変更が生じた場合は、計画変更認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、認定を受けた内容の変更届出書によるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、きた住まいの新築又は購入に係る経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は100万円(二世帯住宅の場合は上限額を200万円)とする。ただし、町内業者が施工する場合は上限額150万円(二世帯住宅の場合は上限額を300万円)とする。

- 2 北方型住宅2020の場合は補助金の額に50万円を上乗せする。
- 3 北方型住宅ZEROの場合は補助金の額に50万円を上乗せする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(工事完成届)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の工事及び購入が完了したときは、速やかに工事等完成届を町長に提出しなければならない。ただし、東川町景観住宅支援事業補助金の交付を受ける場合にあっては、東川町景観住宅支援事業補助金交付要綱第10条に基づく工事完成届と兼ねることができる。

- 2 補助対象者は、気密測定試験を行い、その結果を町長に提出しなければならない。
- 3 補助対象者は、地域材(道産材)の産地を示す証明書及び使用数量を示す書類の発行を受け、その写しを町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による工事等完成届を受理したときは、担当職員が検査を行うものとし、検査調書を作成する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、きた住まいるサポートシステム住宅履歴情報保管書の写しとラベリングシートを関係書類に添えて町長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第 12 条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。